

| | |
|---------|---|
| 地域指定年度 | [北房:昭和46年度] [落合:昭和45年度] [久世:昭和47年度] [勝山:昭和47年度] [美甘:昭和46年度] [湯原:昭和46年度] [八束:昭和44年度] [川上村:昭和45年度] [中和:昭和46年度] |
| 計画策定年度 | [北房:昭和48年度] [落合:昭和47年度] [久世:昭和48年度] [勝山:昭和48年度] [美甘:昭和48年度] [湯原:昭和48年度] [八束:昭和46年度] [川上村:昭和47年度] [中和:昭和47年度] |
| 計画見直し年度 | [北房:昭和51年度、平成10年度] [落合:昭和51年度、昭和55年度、平成6年度、平成17年度] [久世:昭和61年度、平成8年度] [勝山:昭和54年度、平成3年度、平成10年度] [美甘:昭和53年度、平成8年度] [湯原:昭和51年度、昭和57年度、平成6年度、平成13年度] [八束:昭和50年度、昭和55年度、平成元年度、平成10年度] [川上村:昭和50年度、昭和55年度、昭和61年度、平成7年度] [中和:昭和49年度、平成3年度、平成11年度] [真庭(統合):平成24年度] [真庭:令和7年度] |

真庭農業振興地域整備計画

令和8年3月

岡山県真庭市

目次

| | |
|---|----|
| 第1 農用地利用計画 | 1 |
| 1 土地利用区分の方向 | 1 |
| (1) 土地利用の方向 | 1 |
| (2) 農業上の土地利用の方向 | 4 |
| 2 農用地利用計画 | 6 |
| 第2 農業生産基盤の整備開発計画 | 7 |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | 7 |
| (1) 北部地域 | 7 |
| (2) 中部地域 | 8 |
| (3) 南部地域 | 9 |
| 2 農業生産基盤整備開発計画 | 10 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 10 |
| 4 他事業との関連 | 10 |
| 第3 農用地等の保全計画 | 11 |
| 1 農用地等の保全の方向 | 11 |
| 2 農用地等保全整備計画 | 11 |
| 3 農用地等の保全のための活動 | 12 |
| (1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援 | 12 |
| (2) 意欲ある多様な農業者への農地利用の集積・集約化の促進 | 12 |
| (3) 鳥獣害対策の実施 | 12 |
| (4) 循環型農業に対する支援 | 12 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 12 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 | 14 |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 14 |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 14 |
| (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 15 |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 15 |
| (1) 地域計画の更新 | 16 |
| (2) 農地の集積・集約 | 16 |
| (3) 多様な人材の参画 | 16 |
| (4) スマートな農業の推進 | 16 |
| (5) 循環型農業の推進 | 16 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 17 |
| 第5 農業近代化施設の整備計画 | 18 |
| 1 農業近代化施設の整備の方向 | 18 |
| ① 水稲 | 18 |
| ② 野菜 | 18 |

| | |
|--------------------------------|----|
| ③ 果樹..... | 18 |
| ④ 花き..... | 19 |
| ⑤ 乳用牛..... | 19 |
| ⑥ 肉用牛..... | 19 |
| 2 農業近代化施設整備計画..... | 19 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 19 |
| 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画..... | 20 |
| 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向..... | 20 |
| 2 農業就業者育成・確保施設整備計画..... | 20 |
| 3 農業を担うべき者のための支援の活動..... | 20 |
| (1) 認定新規就農者、認定農業者の育成及び確保..... | 20 |
| (2) 農業の新たな担い手の確保..... | 20 |
| (3) つなぐ、支える仕組みの構築..... | 20 |
| (4) 多様な人材の連携創出..... | 21 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 21 |
| 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画..... | 22 |
| 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標..... | 22 |
| 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策..... | 22 |
| (1) 雇用・起業等魅力あるしごとづくり..... | 22 |
| (2) 循環性・持久性のある経済、地域資源の活用..... | 22 |
| (3) 就業環境整備..... | 22 |
| 3 農業従事者就業促進施設..... | 23 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 23 |
| 第8 生活環境施設の整備計画..... | 24 |
| 1 生活環境施設の整備の目標..... | 24 |
| (1) 安全性..... | 24 |
| (2) 保健性..... | 24 |
| (3) 利便性..... | 24 |
| (4) 快適性..... | 25 |
| (5) 文化性..... | 25 |
| 2 生活環境施設整備計画..... | 25 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連..... | 25 |
| 4 その他の施設の整備に係る事業との関連..... | 26 |
| 第9 付図・別添..... | 27 |
| 別記 農用地利用計画..... | 28 |
| (1) 農用地区域..... | 28 |
| (2) 用途区分..... | 28 |

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 位置

本市は岡山県の北部で中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、東西に約30km、南北に約50kmの広がりを見せている。総面積は約828km²で、岡山県の11.6%を占め、土地活用の可能性が最も大きな市である。

中国横断自動車道岡山米子線や中国縦貫自動車道等広域高速交通網の整備により、5つの高速道路インターチェンジが設けられ、岡山市、米子市へは約1時間、高知県、大阪府、広島県へは約3時間圏内の位置にあり、日本海から太平洋の南北方向、近畿から中国・九州地域への東西方向の交通拠点（結節点）となっている。

② 自然条件

本市は岡山県の三大河川の一つである旭川の源流地域で、この旭川が市のほぼ中央部を支流と合流しながら南下している。

本市の北部は中国山地の山々が連なり、標高が高く「蒜山三座」をはじめ津黒山等標高1,000m級の山々が鳥取県との県境を形成している。その山麓の南側には蒜山高原や津黒高原等の広大な高原地帯が広がっている。

南部は吉備高原北部の山間部と旭川とその支流に沿った平坦な地形が広がり、中部は山間を縫うように旭川とその支流が流れる。

気候は、市南部は温暖少雨の内陸性気候であり、年間平均気温は15.2℃、年間降水量は1679.0mm、北部は積雪寒冷地帯及び豪雪地帯に属し、年間平均気温は13.0℃、年間降水量は2718.5mmで、冬には積雪も多い。

③ 土地利用の状況

本市の総面積は82,853haで、農業振興地域の範囲は、市全域から都市計画法に基づく用途地域、自然公園法に基づく国立公園の特別地域、規模の大きな森林等を除いた48,327haである。

また、本市の総面積のうち、約8割が山林であり、農地や宅地は河川沿いや山間・中山間地域に

点在している。

生活スタイルの多様化等に伴い、市街地周辺農地における小規模住宅開発や主要な幹線道路沿線での商業開発等が進んでおり、これと相反して、旧来からの市街地では居住人口の減少や商業機能の低迷が課題となっている。

また、人口の流出や高齢化が進んでおり、コミュニティの衰退だけでなく、担い手不足、鳥獣害による農地や山林の荒廃等、土地利用形態が損われている状況が見られる。

④ 土地利用の構想

本市の人口は令和2年の国勢調査によると42,725人で、平成27年の国勢調査より3,399人、7.4%の減少となっている。総世帯数においても15,845世帯と前回調査より239世帯、1.5%の減少となっている。年齢別人口比率は65歳以上の老年人口が総人口の40.0%を占め、また0歳から14歳までの年少人口は総人口の11.4%となっており、本市の少子高齢化は進んでいる。

総人口の減少に伴い、農家人口や総就業人口も減少傾向にある。産業別人口も、第一次産業や第二次産業の割合も減少傾向にあるが、全国に比しては高い割合で推移している。

こうした本市の人口動態や土地利用の現状を踏まえ、総合計画、都市計画、森林整備計画等との整合性を図り、将来の土地利用もこれらの計画に基づいて、農業、商業、工業等に関する土地利用が一体的に結びつくよう配慮する。

農業振興地域における土地利用の基本方針として、効率的、持続的な生産を実現することができるよう、周囲の景観や生態系に配慮しながら生産基盤等の整備、保全の推進による優良農地の確保とともに、地域の状況に応じた最適な営農の仕組みにより、農用地の利用集積・集約化を推進する。

なお、山間地域においては、引き続き集落機能の維持に努めるとともに、地域特性を活かした利用を推進し、農地としての機能が失われている荒廃農地については、周辺土地利用の状況に応じた保全等を検討する。

単位：ha、%

| | 総面積 | 農用地 | | | 混牧林地 | 農業用施設用地 | 小計 | 混牧林地以外の山林原野 | 住宅地・工業用地・その他 |
|----------------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|--------------|----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | | 農地 | 採草放牧地 | 計 | | | | | |
| 平成22年 | 48,327 (100) | 6,035.6 (12.5) | 1,635.9 (3.4) | 7,671.5 (15.9) | 0.0 (0.0) | 93.1 (0.2) | 7,764.6 (16.1) | 31,477.7 (65.1) | 9,084.7 (18.8) |
| 令和6年 (現況) | 48,327 (100) | 5,051.3 (10.4) | 1,139.0 (2.4) | 6,190.3 (12.8) | 0.0 (0.0) | 116.6 (0.2) | 6306.9 (13.0) | 32,769.2 (67.8) | 9,250.9 (19.1) |
| 令和16年 (見通し) | 48,327 (100) | 4,626.2 (9.6) | 807.7 (1.7) | 5,433.9 (11.2) | 0.0 (0.0) | 132.1 (0.3) | 5,566.0 (11.6) | 33,399.2 (69.1) | 9,361.9 (19.3) |

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の現況農用地 6,190.3ha のうち、a～c に該当する農用地約 3,973.9ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

- 10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- 農業用排水施設の新設又は変更
- 区画整理
- 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- 果樹や野菜、花き等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- 高収益をあげている野菜、花き等のハウス団地
- 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地
- 基盤法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- 集落区域内（接続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- 中心市街地の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）、国道、地方主要道の沿線にある農用地で、今後開発が進むと見込まれる農地

② 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定

本市にある土地改良施設のうち、①において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市にある現況農業用施設用地 116.6ha について、農用地区域を設定する。

| 位置 | 面積 (ha) |
|------|---------|
| 北部地域 | 74.2 |
| 中部地域 | 9.3 |
| 南部地域 | 33.1 |
| 計 | 116.6 |

④ 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林・原野等については、原則として農用地区域を設定しないが、国内最大規模の飼養頭数を誇るジャージー牛をはじめ、酪農が盛んな地域の飼料基盤及び野菜生産基盤として地域農業の振興に寄与し、草地の効率的な利用を図りながら山林・原野等を開発するため、「真庭市八束地区大規模草地条例」及び「真庭市川上地区林野草地条例」に基づいて、農用地区域に設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

広大な市域を持つ本市は南北でその様相も異なっており、南部は水稲、大豆、果樹等の生産が行われ、小規模農家、兼業農家が多いものの、主業農家、集落営農組織も存在している。中部は山間地で条件的に不利なことから零細農家が多く、主業農家も水稲への依存度が高いものの、青大豆、やまのいも、そば等の産地づくりを進めている。北部はほ場整備率も高く、水田条件も恵まれ、畑地を含め広大な農地が広がり、冷涼な気候条件を活かし、水稲、酪農、野菜、花き、そば等が生産されている。近年の温暖化の影響を受け、本市内で従来生産ができなかった地域での生産が実現される等、将来性も秘めている。

飼料・肥料の自給率向上、生産者の所得向上・生産コストの削減等多方面の課題解決に繋がる取り組みと並行して、担い手確保と作業受委託も含めた農地利用の集積・集約化を推進する。

条件不利な農地については、今後活用することが可能な農地かどうかを見極めつつ、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活動を継続することで農業生産活動の維持継続を図り、農用地等の保全及び有効利用を促進する。

(単位：ha)

| 区分 地域・地区 | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|------|----|----|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 |
| 北部 | 1,491.2 | 1,367.4 | (123.8) | 1,009.1 | 715.6 | (293.5) | 0 | 0 | 0 |
| 中部 | 1,139.5 | 1,045.4 | (94.1) | 73.3 | 52.0 | (21.3) | 0 | 0 | 0 |
| 南部 | 1,343.1 | 1,225.2 | (117.9) | 56.6 | 40.1 | (16.5) | 0 | 0 | 0 |

| 区分 地域・地区 | 農業用施設用地 | | | 合計 | | |
|-------------|---------|------|-----|---------|---------|---------|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 |
| 北部 | 74.2 | 84.1 | 9.9 | 2,574.5 | 2,167.1 | (407.4) |
| 中部 | 9.3 | 10.5 | 1.2 | 1,222.1 | 1,107.9 | (114.2) |
| 南部 | 33.1 | 37.5 | 4.4 | 1,432.8 | 1,302.8 | (130.0) |

(注) 表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の合計が一致しない場合がある

イ 用途区分の構想

① 北部地域

農用地区域内の現況農用地は 2,500.3ha で、そのうち田が 982.0ha、畑が 509.2ha、採草放牧地が 1,009.1ha を占める。

川上地区と八束地区は旭川沿いを中心にほ場整備等が行われ、水田条件に恵まれている。また山麓の南側には畑地、採草放牧地等広大な農地が広がり、冷涼な気候を活かして、水稻、酪農、野菜、花き、飼料用作物等が生産されている。中でも酪農が盛んで、ジャージー牛の飼養頭数は日本一を誇っている。

中和地区は、旭川の支流である下和川沿いに大部分がほ場整備され、地区の中北部は比較的平坦で団地性に富んだ農地が多く、水稻、野菜等が生産されている。

北部地域においては、自然条件、地域の特性を活かし、耕種農家と畜産農家の連携強化、高冷地の気候を生かした野菜や花き等の産地化を図るほか、ぶどうを新たな品目として推進する。また、農地利用の集積・集約化を推進し、条件不利な農用地については、農用地等の保全及び有効利用を促進する。

② 中部地域

中部地域の農用地区域内の現況農用地は 1,212.8ha で、そのうち田が 1,041.7ha、畑が 97.8ha、採草放牧地が 73.3ha を占め、山間地域に集落が立地している。

湯原地区は、旭川及び支流の河川に沿って、大部分がほ場整備され、水稻、野菜、大豆等が生産

されている。

美甘地区と勝山地区は山林の占める割合が多く、主に旭川及び新庄川・月田川等の支流に沿って、水稲、野菜、果樹、花き、お茶等が生産されている。

久世地区においては地区南部の農用地はほ場整備も実施され平坦であるが、地区北部は目木川、余野川沿いに農用地が点在している。

ほ場整備済みの農地では、水稲を主としながら、一部では果樹や野菜等の園芸作物の栽培が盛んであり、さらに高収益の作目・作型を導入して産地化を図るとともに、農地利用の集積・集約化を推進し、条件不利な農用地については、農用地等の保全及び有効利用を促進する。

③ 南部地域

南部地域の農用地は大部分が旭川及び備中川沿いの平坦部に集中し、農用地区域内の現況農用地は 1,399.7.ha でそのうち田が 1,211.9ha、畑が 131.2ha、採草放牧地が 56.6ha を占める。

北房地区、落合地区ともに、農地は旭川、備中川、河内川、中津井川の流域に団地化され、水稲、野菜、果樹、酪農、肉用牛等の生産が行われている。

平坦部に土地基盤整備済みのまとまった農地が広がる南部では、水稲を主としながら、一部では果樹や野菜等の園芸作物の栽培が盛んであり、さらに高収益の作目・作型を導入して産地化を図る。当地域は集落営農が多いが後継者の育成が課題であり、担い手確保と作業受委託も含めた農地利用の集積・集約化を推進し、条件不利な農用地については、農用地等の保全及び有効利用を促進する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

食料の地産地消、地産外商の推進と持続的な農業のためには、農業生産にとって基礎となる農地や農業水利施設等の改善が重要である。

比較的平坦な多くの農用地は基盤整備が完了しているが、未整備の農用地等については、認定農業者・新規就農者及び担い手といった規模拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭に基盤整備事業等の取り組みを行う。

一方、過去に基盤整備を実施している農用地は水路等施設の老朽化が進んでおり、修繕・更新等の必要な措置を講じる。

条件不利な農用地については、地理的条件・地域の実態に配慮した各種整備に取り組む。

水稻をはじめとしたいずれの品目でも今後の農業者の減少が避けられない中で、農地の集積・集約を進め、人口減少に対応した農業経営を実現するために必要な農業基盤整備、施設改修に取り組む。

(1) 北部地域

ア 川上地区

本地区の農用地の大半は東西に流れる旭川沿いに開けており、地域の北部、南部にあつては小区画、不正形な農地が点在している。

団体営ほ場整備事業、転作促進特別対策事業、県営ほ場整備事業により、農業生産基盤整備が完了しており、また、公社営畜産基地建設事業により草地等の基盤整備も実施している。

今後も耕種農家と畜産農家の連携強化等も踏まえ、経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭に基盤整備事業、施設改修等の必要な措置を講じる。

イ 八束地区

本地区の農用地は旭川及びその支流沿いに水田が団地化されており、高原部には畑、山麓部には採草放牧地が集中している。

県営ほ場整備事業、第1次、第2次農業構造改善事業等により、農業生産基盤整備が完了している。

今後も耕種農家と畜産農家の連携強化等も踏まえ、経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭に基盤整備事業、施設改修等の必要な措置を講じる。

ウ 中和地区

本地区の農用地は旭川の支流である下和川沿いに開けている。中北部は比較的平坦で団地性に富んでいるが、地区の南部にあつては小区画、不正形な農用地が点在している。

構造改善事業、団体営土地改良事業、団体営ほ場整備事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了しているが、今後も経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭に基盤整備事業、施設改修等の必要な措置を講じる。

また、条件不利な農用地については、農用地および周辺環境の維持管理を行い、必要に応じた措置を講じる。

(2) 中部地域

エ 湯原地区

本地区の農用地は旭川及びその支流の河川に沿って点在している。

構造改善事業、団体営土地改良事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業により、平坦部については農業生産基盤整備が完了しているが、今後も経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭に基盤整備事業、施設改修等の必要な措置を講じる。

また、条件不利な農用地については、農用地および周辺環境の維持管理を行い、必要に応じた措置を講じる。

オ 勝山地区

本地区の地形は起伏に富み急峻で山林が全体の 85%を占め、旭川及びその支流、新庄川・月田川に沿って開けた小盆地とこれらを囲む山々の間に農用地が点在している。

小規模土地改良事業、団体営ほ場整備事業、中山間地域総合整備事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了している。

今後も経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭に基盤整備事業、施設改修等の必要な措置を講じる。

また、条件不利な農用地については、農用地および周辺環境の維持管理を行い、必要に応じた措置を講じる。

カ 美甘地区

本地区の農用地は、新庄川、鉄山川とその支流沿いに点在している。

小規模土地改良事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了しているが、今後も経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭に基盤整備事業、施設改修等の必要な措置を講じる。

また、条件不利な農用地については、農用地および周辺環境の維持管理を行い、必要に応じた措

置を講じる。

キ 久世地区

本地区の農用地の大部分は地区の南部に団地化されており、北部においては目木川、余野川沿いに僅かに点在している。

農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業、団体営土地改良事業、山村振興事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了している。

今後も経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭にほ場整備、ため池及び水路の改修等の基盤整備、施設改修等の必要な措置を講じる。

また、条件不利な農用地については、農用地および周辺環境の維持管理を行い、必要に応じた措置を講じる。

(3) 南部地域

ク 北房地区

本地区の農用地は、備中川、中津井川及び中小河川の流域に沿った水田及び畑が団地化され、小規模土地改良事業、土地改良総合整備事業、中山間地域農村活性化総合整備事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了している。

今後も各集落営農団体の動向等を踏まえ、経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭にほ場整備、ため池及び水路の改修等の基盤整備、施設改修等の必要な措置を講じる。

また、条件不利な農用地については、農用地および周辺環境の維持管理を行い、必要に応じた措置を講じる。

ケ 落合地区

本地区の農用地は旭川、備中川、河内川等、河川流域に水田が団地化されており、山間は農地が点在している。

小規模土地改良事業、団体営土地改良事業、中山間地域総合整備事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了しているが、今後も各集落営農団体の動向、耕種農家と畜産農家の連携強化等を踏まえ、経営拡大に意欲的に取り組む農業者の耕作する農用地を念頭にほ場整備、ため池及び水路の改修等の基盤整備、施設改修等の必要な措置を講じる。

また、条件不利な農用地については、農用地および周辺環境の維持管理を行い、必要に応じた措置を講じる。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-------|----------------------------|-------|--------------|-------------|-------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 土地改良 | 用排水路設備、ほ場整備 (赤野・大庭) | 落合 | 108 | 落合 M-1,2 | R6～R10 |
| 農道整備 | 路肩整備1式、橋梁保全対策2橋 | 八束 | 240 | — | R6～R9 |
| 農道整備 | 法面保護1式、橋梁耐震補強2橋、 路面整備1式 | 北房 | 752 | — | R2～ |
| 農道整備 | トンネル照明LED化1式 | 勝山・落合 | 3,161 | — | R10～ R11 |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と森林整備は水源かん養や土壌保全等持続可能な資源利用の観点から密接に関連しており、森林整備にあたっては、真庭市森林整備計画に基づき、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、資源の状況、自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、特に発揮が期待されている機能に応じて、森林を水源かん養機能、山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能、保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地は傾斜地や日照、平坦地や山間地域等各地区において立地条件が様々であり、地区ごとの耕作状況にはかなりの差異が見受けられる。

自然的、地理的諸条件を考慮した上で、各種基盤整備事業を推進してきたところであるが、特に農用地の集積面積が比較的小さい地区や山際に隣接する農用地等について、農業従事者の高齢化、後継者不在による担い手不足により、未利用農地や荒廃農地が点在している状況である。

また、シカ、サル、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害の発生が著しい地区も多く、未利用農地や荒廃農地増加の一因となっている。

農用地は農業生産にとって最も基礎的資源であり、一旦荒廃するとその復旧が非常に困難となる。また、将来にわたり、安全な食料を供給するとともに、農用地のもつ水資源のかん養や保水等の多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や荒廃農地等による農用地のかい廃を防ぎ、営農に適した良好な農用地を保全していくことが重要である。

本市では、荒廃農地が増加している状況に対応していくため、中山間地域等直接支払制度の活用及び担い手への農地利用の集積・集約化の推進により、荒廃農地の発生の防止と解消に努めるとともに、多面的機能支払制度を活用し、地域住民を含めた多様な主体の参画による農地の保全、管理を図る。また、鳥獣害対策として、シカ、サル、イノシシ等の侵入防止柵の設置や効率的な捕獲手法の検証等、総合的な対策を進める。

さらには、災害発生の防止という点からも農地を有効な状態で保全するため、地域の現状に応じた小規模な基盤整備や水資源のかん養や保水のための施設整備事業を必要に応じて進め、持続的発展を可能とする資源循環型の農用地利用を促進する。

2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-------|-------------------------------------|-------|-----------|-----------|-------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 保全 | 江木池 ため池整備事業 ため池改修1か所[防災重点農業用ため池] | 北房 | 9 | 北房 M-3 | R6～ R9 |
| 保全 | 建国池 ため池整備事業 ため池改修1か所[防災重点農業用ため池] | 落合 | 8 | 落合 M-4 | R10～ R12 |
| 保全 | 追分池 ため池整備事業 余水吐1か所[防災重点農業用ため池] | 落合 | 22 | 落合 M-5 | R8～ R9 |

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援

荒廃農地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用を積極的に推進し、農業生産条件の不利な中山間地域の農用地を保全し、農用地の持つ多面的機能の増進を図り、集落協定を中心とした農地保全活動を進める。

(2) 意欲ある多様な農業者への農地利用の集積・集約化の促進

荒廃農地の発生を未然に防ぐため、兼業農業従事者を含め、意欲的な農業者や組織等の担い手へ農地利用の集積・集約化を図る。また、従来どおりの営農が困難な農地を中心に、景観作物等の栽培に取り組むことを検討する。

(3) 鳥獣害対策の実施

鳥獣被害防止を図るため、有害鳥獣の個体数調整を行い、鳥獣被害の抜本的な解決を目指す「攻めの対策」及び狩猟者登録等に必要な経費を補助する「ソフト対策」、農作物や集落全体を防護柵で囲む「守りの対策」に取り組む。

特に、市内で増加するシカ対策としてデジタル技術の活用による効果的捕獲実証やジビエを有効活用したサステナブルな鳥獣被害対策等の取り組みにより農用地の適正な保全に努める。

(4) 循環型農業に対する支援

畜産農家と耕作農家の連携等の地域循環システムの取り組み、バイオ液肥の活用等、環境負荷の少ない生産方式の普及に努め、有機質資源を利用した循環型農業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健休養機能等、森林のもつ多面的機能は農地の保全の上で大きな役割を担う。このため、本市の森林整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業により健全な森林資源の維持増進を図る。

山腹崩壊等により、人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

また、獣害対策においては、農業だけでなく、スギ、ヒノキの人工林について、ニホンジカを中

心とした新植地における苗木の食害が深刻化しつつあり、造林地での獣害対策も喫緊の課題となっている。デジタル技術等を活用した効率的な捕獲体制を構築し、猟友会の協力のもと捕獲圧の強化を目指す。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は南部・中部・北部でそれぞれ異なる特性を持つ農業経営が展開されているが、高齢化に伴う担い手不足が深刻な課題となっており、農林業センサス等によると、直近15年で農地面積は20%減少しているほか、農業経営体の約8割が高齢者に支えられている。

こうした農業経営の課題解決には、農業を産業として魅力あるものにしていくことが大前提である。

農業者の所得の向上のため、農産物等の「販売」が不可欠であるが、販売額が50万円未満の農業者が約60%であり、農業者の販売額の底上げをすることが急務である。

農業が職業として選択され、魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,900時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

| 番号 | 営農類型 | 作目 | 経営規模 | 適応地域 | 流動化目標面積 |
|----|------|-----------------|--------|------|---------|
| 1 | 複合経営 | 水稲・大豆・作業受託 | 1,000a | 全域 | — |
| 2 | 露地野菜 | だいこん、キャベツ | 550a | 北部 | — |
| 3 | 複合経営 | だいこん・水稲 | 800a | 北部 | — |
| 4 | 露地野菜 | なす・ほうれんそう・やまのいも | 65a | 南部 | — |
| 5 | 露地野菜 | なす・白ねぎ | 85a | 南部 | — |
| 6 | 複合経営 | トマト・水稲 | 75a | 北部 | — |
| 7 | 複合経営 | ミニトマト・白ねぎ | 45a | 北部 | — |
| 8 | 複合経営 | ミニトマト・ぶどう・水稲 | 40a | 全域 | — |
| 9 | 複合経営 | きゅうり・しゅんぎく | 27a | 南部 | — |
| 10 | 果樹類 | ぶどう | 40a | 南部 | — |

| | | | | | |
|----|------|----------------|--------|----|---|
| 11 | 果樹類 | ぶどう | 50a | 南部 | — |
| 12 | 果樹類 | なし・ぶどう | 60a | 南部 | — |
| 13 | 複合経営 | ぶどう・白ねぎ | 70a | 北部 | — |
| 14 | 複合経営 | りんどう・水稲 | 100a | 北部 | — |
| 15 | 複合経営 | 小ぎく・水稲 | 100a | 全域 | — |
| 16 | 複合経営 | ソリダゴ・水稲 | 120a | 北部 | — |
| 17 | 複合経営 | 小ぎく・白ねぎ | 70a | 南部 | — |
| 18 | 酪農 | ホルスタイン | 50頭 | 全域 | — |
| 19 | 酪農 | ジャージー | 50頭 | 全域 | — |
| 20 | 肉用牛 | 黒毛和種 | 60頭 | 全域 | — |
| 21 | 複合経営 | 黒毛和種・水稲 | 1,000a | 全域 | — |
| 22 | 複合経営 | 茶・椎茸・水稲 | 300a | 南部 | — |
| 23 | 複合経営 | 野菜・水稲・餅加工・味噌加工 | 130a | 全域 | — |
| 24 | 複合経営 | 水稲・大豆・作業受託 | 2,500a | 全域 | — |

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

所得確保に向け、農地の効率的利用や農作業の効率化を進める。そのためには、地域の農地は地域で守っていくことを基本としつつ、後継者のいる農家のほか、地域外の多様な経営体の受け入れにより農地の維持を図り、農地中間管理機構等を活用し、認定農業者・新規就農者及び担い手に対して、農地の集積・集約化を進め、水稲作付けに適さない水田については、畑地化促進事業等の活用を図ることで生産基盤の維持に取り組み、地域特産品として収益性の高い作物の生産に取り組む。

また、スマート農業技術及び AI の活用、農作業受委託のマッチングや農業機械等のシェアリングへの誘導及び市内のたい肥・バイオ液肥を活用した減農薬・減化学肥料栽培を推進し、資材コストの低減と循環型農業の推進を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の農業生産力の向上と所得の確保を図るため、経営規模拡大のための農用地利用集積を推進するとともに、農業経営基盤の強化を促進するための支援を行う。

(1) 地域計画の更新

農業者の高齢化や減少による荒廃農地の拡大を防ぐとともに、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化させるため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を運用し、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構等を活用した農地の集約化を進める。

(2) 農地の集積・集約

農業経営体の育成を図るため、経営の規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対して、本市及び農業委員会等関係機関が連携し、情報集約、マッチングを図り、集団化・連担化した良好な営農条件のもとで担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、農地の利用集積に当たっては、農地中間管理事業により地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(3) 多様な人材の参画

新規就農・企業の農業参入、意欲のある経営体の育成、企業等の地域内外の力を呼び込むため、本市の農業の効果的な情報発信とコミュニケーションの取り組みや就農・経営サポートを実施するための受入れ体制・スキームを構築し、本市での農業体験や就農、農外・地域外との連携創出にも繋げる。

(4) スマートな農業の推進

農業経営の効率化を図る手段の一つとして、スマート農業技術及びデータ活用により、作業の効率化と作業精度を高め、生産性の向上や軽労化を図る。また、農作業受委託のマッチングや農業機械等のシェアリングといった生産の農業支援サービスの仕組みを構築し、必要な農業者に必要な農地・資材が循環するように取り組む。

(5) 循環型農業の推進

生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥をメタン発酵させ、バイオ液肥に再資源化する生ごみ等資源化施設を整備している。

市全域で資源化施設由来のバイオ液肥を活用し、化学肥料の使用量を低減する循環型農業の取り組みを推進する。

また、濃縮バイオ液肥を環境負荷低減に資する先端的な技術として活用し、水稻、野菜、果樹の栽培において化学肥料の使用量を低減する等、土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市においては林地残材等の木質系バイオマス資源の利活用を推進するため、集積基地、貯木場、山土場、中間ストックヤード等の資源の流通拠点の整備を行い、産官民が連携し、搬出から利用までの流通基盤が構築され、平成 27 年 4 月から真庭バイオマス発電所が稼働し、燃料となる木質系バイオマス資源は順調に収集されている。

また近年の化石燃料の高騰により木質系バイオマス資源を燃料とする薪（ペレット）ストーブの関心は高まっており、森林環境の整備及び地域内経済の循環を促進するため、今後も継続的に事業用ボイラーや薪（ペレット）ストーブの普及、木質系バイオマス燃料利用の増加を目指している。

こうした中、農業においてはぶどう剪定枝を真庭バイオマス発電所の燃料としての利用する実証のほか、農業用ハウスでのボイラー活用等の取り組み等を行う。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、農業従事者の高齢化が進み、加えて、集団化の進んでいない地域においては農業機械・施設への投資水準は高く、米をはじめ農産物の生産コストが非常に高くなっている。こうした情勢に対処するために地域農業集団等の組織化、農業機械・共同利用施設の整備を進めてきた。

今後は地域資源を活用した農業生産・販売モデルの再構築や新技術の導入による効率的な農業経営を実現する等これまでの従来の農業から変革が必要である。

生産から販売までの様々な関係者のニーズを把握した上で、担い手の経営状況を踏まえた経営規模拡大のため新たな農業用施設の導入、農業支援サービス活用のほか、農産物の販売流通にかかる供給体制構築に必要な機械・施設の整備と既存施設の有効かつ効率的な活用を図る。

作目別推進構想は次のとおりである。

① 水稲

主力品種である「あきたこまち」「コシヒカリ」「きぬむすめ」は、おいしさやこだわりを追求した生産とともに新規需要米の作付けによる収益力強化を図る。

特に、牡蠣殻原料の土壌改良材「セルカ」を使用した「きぬむすめ」等を「真庭里海米」とした作付けの推進を引き続き行う。

農作業受委託等に資する機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、乾燥調製施設の共同利用等、既存施設の有効かつ効率的な活用を図る。

② 野菜

夏季冷涼な気候を生かし大豆、キャベツ、大根、トマト、白ネギ、きゅうり、なす等の生産が盛んに行われており、学校給食への供給をはじめとした地産地消の取り組み、農地集積や集出荷体制整備等による効率化を図る。

また、優良品種の導入、健苗育成、土づくり等による品質の向上と高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。

トマトを中心に新たな担い手の受け入れを重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携した栽培技術の指導や販路の開拓に取り組む。

③ 果樹

土壌診断結果に基づく土づくり等の栽培技術の導入による高品質化、収量の安定化を図るとともに、農地集積等による効率化と安定出荷を推進する。

特にぶどうでは、高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、集出荷施設の機能向上等により供給力強化を図る。昨今の気候変動を踏まえ、特に北部、中部地域において、

夏季冷涼な気象条件を活かし、団地化を含めた産地形成により一層の産地拡大を図る。

新たな担い手の受け入れを重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携したぶどうの栽培技術の指導や販路の開拓に取り組む。

④ 花き

夏季冷涼な準高冷地や中山間地域の気象条件に合った、りんどう等の特色ある花きを導入し、産地規模拡大に取り組むとともに、集出荷の効率化、高品質な花きの安定供給を図る。

⑤ 乳用牛

良質な牛乳・乳製品を適正な価格で安定的に供給するため、真庭市酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地の効率的な利用や耕畜連携による飼料作物の生産を推進し、飼料自給率の高い経営を目指すとともに、持続可能な酪農経営を図るため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。

⑥ 肉用牛

品質に優れた牛肉を適正な価格で安定的に供給するため、真庭市酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地や採草放牧地の効率的な利用等により飼料生産基盤の充実を図るとともに、環境に配慮しながら低コスト牛舎等の施設整備を推進する。

生産性の高い企業的経営を育成するため、衛生面や環境面に配慮しながら、優良種の導入による肉質の向上と斉一化をはじめ、省力的な飼養管理による低コスト生産等を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

資材価格の高騰や作業の省力化の観点から持続可能な酪農・畜産経営を実現するため、蒜山地域を中心として畜産バイオマスのメタンガス発電施設を整備し、発電した電気や同施設由来のバイオ液肥の飼料作物栽培への活用を進める。

本市の酪農における循環経済の形成を図り、「真庭市みどりの食料システムビジョン」に基づき、本市ならではの循環型農業の実現に取り組む。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市においては、新規就農者の確保のための農作業体験施設、就農支援施設等の整備はないが、持続可能な農業のために、岡山県農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応、経営支援等に取り組み、担い手の育成、確保に向けた環境づくりを進める。

また、効果的な情報発信とコミュニケーション、就農・経営サポート受入体制の構築、農産物を通じた交流の場づくり等により新規就農・企業の農業参入、意欲のある経営体の育成を図るとともに、企業、若者、女性、農福連携等地域内外の力を呼び込む。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 認定新規就農者、認定農業者の育成及び確保

認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、岡山県農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(2) 農業の新たな担い手の確保

農業の新たな担い手を確保するため、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、法人経営での実践的研修の実施、就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向け支援策の積極的な活用推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等に取り組む。

(3) つなぐ、支える仕組みの構築

地域集落の営農を守り、地域を維持するために欠かせない中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の事務サポートの仕組みの構築や農業用機械や人手の足りない農業者・集落と意欲のある農業者、地域とのマッチングにより、農業者の支援を図る。

(4) 多様な人材の連携創出

本市の農業の情報発信とコミュニケーション、就農・経営サポートを実施するための受入れの仕組みの構築を行うほか、地域の食と農を活用した交流の場を創り、本市の農業そのものの認知度向上、継続的な信頼・消費に繋げるとともに、本市での農業体験や就農、農外・地域外との連携創出にも繋げ、新規就農・企業の農業参入、意欲のある経営体の育成を図ることや企業、若者、女性、農福連携、半農半X等地域内外の力を呼び込む。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業を兼業することで地域経済の多様化と安定化の一助となる。

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験の実施及び林業大学校等の専門機関からの技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成を支援する。

また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善と事業量の安定的確保、協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業等林業従事者のすそ野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等、その支援体制の整備に努める。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、これまでの企業誘致等による他産業への従事者増により、販売農家のうち農業外所得が主である農家が約90%を占め、副業的経営体のうち恒常的勤務者が大部分を占めるまでに至っている。一方、農業従事者は高齢者が中心になってきており、経営規模の零細性もあって農業生産は停滞傾向にある。

こうした状況を踏まえ、本市の農業の持続性のある発展に必要な担い手を確保した上で、雇用拡大や域内所得の増加を図るため、地域資源を活かした新たな産業の創出、起業・創業支援、市内産業人材の育成、市外産業人材の誘致、就業環境の多様化等を進め、雇用と就業機会の拡大に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 雇用・起業等魅力あるしごとづくり

雇用のミスマッチを解消するため、人材育成の支援、就業体験の機会や情報の提供を積極的に行う。

また、地域資源やそれぞれの個性・能力を生かした起業、仕事をしたい意欲を実現するために人的支援、融資制度等の情報提供を進める。

(2) 循環性・持続性のある経済、地域資源の活用

原木の製材加工とバイオマス発電、生ごみ等資源化施設、農業の6次産業化のように市内で生産される地域資源の組み合わせで付加価値を付け、回る経済をつくり、地域内総生産額を上げ、雇用拡大や域内所得の増加を図る。

また、農林畜産業の基盤強化のため、法人化支援や市内の加工技術の進化による6次産業化、それに関連する就業や人的ネットワークづくり、真庭市場等販路確保・開拓を支援する等、本市の強みを生かし、次世代につながる地域経済の連携と新たな産業づくりを進める。

(3) 就業環境整備

多様な働き方ができるようフルタイム、パートタイムといった従来の働き方だけでなく、一時的な時短勤務や休業、複数の就業を前提とした働き方ができる環境を事業者や就業者と一緒に考え、つくっていく。また、テレワーク等時代に合った働き方を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

持続可能で成熟した上質なまちを目指し、本市を構成する多様な地域の個性やあらゆる資産・資源を活かし、各地域相互の交流と連携の強化を前提とした多彩性を活かしたまちづくりが必要であり、誰もが安全安心して生活できるまちの中で、ひとと資源、情報が循環し、誰もが生活しやすく活気にあふれた「多彩な真庭の豊かな生活」を実現できる「まち」を目指す。

(1) 安全性

地域住民、市役所、警察が一体となり地域ぐるみで犯罪や事故を抑止するため、誰もが安心して相談できる環境をつくる。

また、高齢者を中心に増加している交通事故の防止に向けて、交通安全活動の推進、安全運転を支援する仕組みの導入促進、免許返納啓発や公共交通の利便性の向上を図る。

さらには、自主防災組織の設立等自助・共助の仕組みづくり、消防・防災体制の充実強化、避難経路の確保や緊急避難場所、河川改修等の環境整備を進める。

(2) 保健性

心身の健康づくりを推進し、各種検診や人間ドックの受診率を高め健康寿命を伸ばすとともに教育と連携し、子どもが心身ともに健全に成長する支援を推進する。

また、地域包括ケアシステムを構築し、一人暮らし、認知症、要介護等の高齢者が適切な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりを進める。

こうして、地域住民の参加を生きがいづくり・健康づくりにつなげ、地域で自立した生活をおくることができるまちづくりを進める。

また、ごみの減量化、資源化に取り組み、処理費用の削減を図るとともに循環型社会の構築を進める。

(3) 利便性

高齢化や人口減少に対応した市民のニーズに合わせた公共交通網の整備と連携を行い、生活しやすく、観光にも適した利便性と回遊性のある公共交通環境の整備と広域的で近隣地域を結ぶ連絡路線の充実等循環を意識した道路配置を推進し、中心市街地と地域拠点を交通ネットワークで効率よく結び、持続可能なネットワーク型都市を計画的に形成する。

(4) 快適性

都市づくりと連携した住環境整備及び産業関連インフラの充実を行うため、文化・スポーツ施設、教育施設、道路、上下水道、住宅等効率的で計画型の社会資本整備を進める。

また、安全安心な水の安定供給と持続可能な社会資本整備のため、老朽化した水道施設の効率的かつ経済的な改築・更新、生活道路の計画的な整備や長寿命化、危険な空き家について対策等を講じ、災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進する。

(5) 文化性

図書館・博物館・公民館等の市内の施設と市民が協働・連携し、文化・芸術に関する地域・郷土資料の収集・記録・デジタル化と利活用を進め、また、スポーツに関する情報発信を充実させ、スポーツ振興団体や総合型スポーツクラブ等の団体との連携により、さらに充実した活動ができるよう支援することで、今まで育み受け継がれてきた文化資源を地域生活の中で次世代に引き継ぎ、市内外に発信し、交流につなげていく。

2 生活環境施設整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-------|-------------------------------|-----------------|--------------|------|---------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 生活環境 | 汚水処理施設改修・機器更新、 接続管新設 2200m | 落合・北房 | 116 | － | R6～R9 |
| 生活環境 | 汚水処理施設改修、接続管水路 1000m | 中和、勝山、 落合、北房 | 97 | － | R10～R13 |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

また、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図・別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

① 現況農地等に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が農地等であるものうち同表「農用地区域に含める現況農地等の土地」欄に掲げる土地とする。

② 現況採草放牧地に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が採草放牧地であるものうち同表「農用地区域に含める現況採草放牧地の土地」欄に掲げる土地とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が農業用施設用地であるものうち同表「農用地区域に含める現況農業用施設用地の土地」欄に掲げる土地とする。

(2) 用途区分

別添のとおり